

兵庫県知的障害者施設家族会連合会

第22号

ひょうごかぞくねっと

【事務局】〒650-0016 神戸市中央区橋通3丁目4-1 総合福祉センター2F Tel (078)371-3930/Fax (078)371-3931(10:00~16:00 月・水・金)
平成21年1月20日発行 第22号 編集人/広報委員会 発行人/兵庫県知的障害者施設家族会連合会 印刷/デジタルグラフィック(株)



知的障害福祉に関して

社会福祉法人 菊愛会 統括施設長 最上太一郎

つい最近、あるテレビの報道番組で「知的障害者の専用刑務所施設」といったタイトルで特番を放送したが、私の目には

知的障害を有する人が何故、受刑者となっているかである。地域社会におけるセーフティーネットが確立されていない社会に問題があることは誰もが感じていることであり、自立支援法において「自立」という知的障害のある人にとってはハードルの高いものを無理に越さなければならない状況にあり、越えた後のバックアップが知的障害者の特性にあったものとなっていないことです。

そして知的障害者の再犯は50%以上となっていて、何故、このような状況が起こるのかを問題とせず、知的障害者の専用受刑施設を来年の10月には3箇所目を設けるようになっていることに、そもそもの問題はどこにあるかを考えるべきであろう。

ここで、身体障害、精神障害、知的障害のうち、知的障害のみが個別法による定義規定がなく、知的障害の程度に関しては重度とそれ以外の程度区分について基準が国の通知により示されています。それは、療育手帳制度における障害の程度及び判定基準として、重度(A)とそれ以外(B)に区分されている。その基準を以下に掲げてみる。

○重度(A)の基準

①知能指数が概ね35以下であって、次のいずれかに該当する者

- ・食事、着脱衣、排便及び洗面等日常生活の介助を必要とする。
- ・異食、興奮などの問題行動を有する。

②知能指数が概ね50以下であって、盲、聾啞、肢体不自由等を有する者

○それ以外(B)の基準

- ・重度(A)のもの以外

この基準に示されていることに基づいて、児童相談所や知的障害者更生相談所において判定されることになっているが、果たして受刑者となっている知的障害者とは、この判定に示された人として、厚生労働省は認知しているのでしょうか。

さて、自立支援法の見直しに向けて社会保障審議会障害者部会が月に3回ペースで開催されているが、障害種別や当事者団体、事業所団体等思いの違うところに意見の相違があり、政府方針に従うなら厚生労働省の最小限の見直しで終わってしまうのではないかな不安がある。日払いについての論議がサービスの選択と言う意見があったが、実態は複数サービス利用が可能であっても日本知的障害者福祉協会の調査では9%程度の利用としかなっていない状況にあり、市町村の支給の問題や介護給付と訓練等給付がケアプランにより利用できる環境にもなっていないので、事業者側も複数利用の人が利用する状況には全国的にならない状況です。それにより、9割保障などの緊急対策が講じられたのではないのでしょうか。

見直しは障害程度区分、サービス体系、利用者負担、所得保障、障害者の範囲等多くの課題をどのくらい掛けて見直すのか、霞に見えるものは来年度の報酬改正のみが見えている状態あり、その先は深い霧となっている。

ただ、見直しは利用者にとっても事業者にとっても、良くなるための見直しであることは間違いないものであり、その為のエネルギーを長く持続するのは並大抵のものではない。厚生労働省はそのエネルギーを交代しながら持続し見直していくことができる。だからこそ、障害を有する人にとってある日突然「OK」と言っていたものが「NO」と言うことがないように、制度の見直しには家族も含めて厚生労働省以下行政は説明責任を行なうことだけは「貴方達の仕事です。」と言っておきたい。

2007年度(平成19年度)事業報告

施行前より懸念していた通り障害者自立支援法の不合理が噴出し、混乱の一年でした。ひょうごかぞくねっとでも、日本知的障害者福祉協会の呼びかけに応じて「障害者自立支援法の抜本的見直しを求める緊急集会」や「ストップ・ザ応益負担兵庫の会」を主催し障害者自立支援法の見直しを訴えてきました。また、全国知的障害者施設家族会連合会の活動の一環として家族独自の請願署名運動、全国統一行動(実施は20年4月)人権侵害への提訴のためのアンケート等々、兵庫をはじめとする全国知的障害者施設家族会連合会の果たした役割は大きなものがあります。

しかし、障害者自立支援法の「応益負担」と「障害程度区分」の問題や人権的視野からの検討はされるに至っていません。

他方、障害の有無にかかわらず人として生きるということを追求した「4分の1の奇跡」の映画を各ブロックで上映し、心洗われる想いと共に我が子の尊厳を再確認できました。

「この子らの可能性を信じ、この子らの代弁者として、できることは何でもしよう」と歩んだ1年でした。

●評議員会 6月20日(金)

神戸市勤労会館 参加者131名

《総 会》

H18年度事業報告・会計報告・監査報告承認に関する件

H19年度事業計画案・会計予算案に関する件

《ブロック別会議と昼食会》

《研修会》

ブロック別研修会と昼食会

講演会 「障害者自立支援法の見直しと家族会の役割」

福岡県知的障害者施設家族会連合会

会長 八木トミエ 氏

●中央研修会 11月13日

県民会館 参加者233人

講演 「障害者自立支援法施行1年の課題と展望」

(全施連・ひょうごかぞくねっとと会長) 由岐 透 氏

ハートフル・ステージ

神戸光生園利用者・和太鼓・かがやき神戸・クラウン

シンポジウム

神戸大学 教授 中林 稔亮 氏

きょうされん兵庫支部 松本多仁子 氏

ひょうごかぞくねっとと会長 由岐 透 氏

●家族会大会 2月6日

県民会館 参加者271人

講演1 「抜本的見直しの抜本的とは？」

名古屋女子大学教授 三谷 嘉明 氏

講演2 「障害程度区分は憲法13条

(個人の尊厳・幸福の追求権)に反す」

愛知淑徳大学教授 初谷 良彦 氏

フリートーク

阪 神：日高 京子 氏

神 戸：芝 陽子 氏

東・北播磨、淡路：小山 泰一 氏

西 中 播 磨：蔵屋 健夫 氏

但馬・丹波：吉田 良彦 氏

助 言 者：三谷 嘉明 教授

初谷 良彦 教授

由岐 透 氏

コーディネーター：木村 三規子氏

●理事会

年間6回(緊急理事会・臨時理事会を開催)

●専門委員会

研修委員会・広報委員会・組織検討委員会・権利擁護

委員会・自立支援法検証委員会

●外部団体との懇談会等



ブロック活動

◆阪 神

《研修》 10月9日

三田キッピモール多目的ホール 参加者140名

講演 「どうなる障害児・者の明日」

講師 兵庫セルプセンター副理事長 山崎 玲輔 氏

講師 兵庫県健康福祉部障害福祉課 課長

永守 研吾 氏

《会長会》 4回

《合同研修会》 1月28日

尼崎社協会館 参加者80名 1/4の奇跡上映

◆神 戸

《研修》 9月19日

あすてっぷK O B E 参加者160名

講演 「19年度障害福祉施策の概要」

講師 神戸市保健福祉局障害福祉部 部長

中西 光政 氏

1/4の奇跡上映

《会長会》 4回

◆東・北播磨・淡路

《研修》 11月24日

三木精愛園多目的ホール 参加者49名

講演「自立支援法の施行後の就労支援について」

講師 兵庫労働局職業安定部 足立 康行 氏

講演 「ワールドサポートビジネスにおける
障害者雇用の現状と今後」

講師 ビジネスワールドサポート 圓井 寿夫 氏

《会長会》 1回

《合同研修会》 1月15日

高砂市おおしこの郷 参加者17名

1/4の奇跡上映

◆西・中播磨

《研修》 10月8日

たつの市新宮ふれあい福祉会館 参加者112名

講演「障害をもつ家族の歩み・この子らとともに」

講師 小学校養護教諭 津田 俊子 氏

《会長会》 3回

《合同研修会》 1月29日 参加者70名

講演 「自立支援法と地域生活支援協議会の意義」

講師 近畿福祉大学 助教授 谷口 泰司 氏

◆但馬・丹波

《研修》 12月2日

丹南精明園 参加者45名

講演 「自立支援法を理解する」

講師 丹波市役所 荻野 雅文 氏

1/4の奇跡上映

《会長会》 3回

《施設見学》 1月25日

みつみ福祉会 ききょう杜見学 参加者32名

2007年度(平成19年度)決算報告

1. 収入の部

科 目	金 額
会 費	5,525,200
賛助会費	87,600
寄付等	521,000
雑収入	820
前年度繰越金	1,863,165
合 計	7,997,785

2. 支出の部

科 目	金 額
会議費	60,300
旅 費	502,640
会場費	0
印刷費	0
通信・運搬費	244,715
渉外費	103,432
研修費	1,934,616
事務消耗品費	103,567
負担・分担金	303,000
分担金	150,000
人件費	1,621,340
雑 費	26,200
予備費	0
次期繰越金	2,947,975
合 計	7,997,785



2008年度(平成20年度)事業計画

障害者自立支援法の施行により、障害者は自己選択、自己決定の機会が奪われ、報酬単価にも影響し施設自体の経営力が低下し、施設利用者の処遇の悪化は必至であり、知的障害者を巡る状況は極めて厳しいものとなっています。

この状況にあって、知的障害福祉サービスの提供を受けるものとして、福祉サービスのあり方を問い直し、障害者の人権擁護の視点に立った福祉社会の再構築が求められています。

●基本方針

「障害のある人の親・家族として、わが子、我が兄弟たちが幸せな人生を送るために、何が必要なのか、何をせねばならないのか」この使命を柱にすえた実践をしなければなりません。

「人権」という視点から見えてきた多くの問題点や課題、特に障害程度区分の矛盾、新事業体系移行への不安など自立支援法に関連する様々な変化を、真に利用者のニーズに合ったものにするため親家族としてできる限りの対処をしていきます。

●今年度の重点

- ①県連合会及びブロック会の組織の充実、強化
 - ・ブロック会長会・三役会の強化
 - ・ブロック内の行政・施設・地域へのつながりを強化する
 - ・ブロック内の未加入施設への呼びかけ、賛助会員獲得の啓蒙活動
- ②新事業体系に移行後も各施設家族会の存続を推進
- ③自立支援法改正に向けた活動をする

1. 研修

- ①中央研修会
- ②ブロック研修会

2. 広報活動

- ①広報・機関紙「ひょうごかくねっと」の発行
- ②各種情報の収集・提供の推進
- ③事務局だよりの発行

3. 交流活動

- ①家族会大会の開催
- ②施設間交流
- ③施設見学

4. 関係機関・団体との連携の強化

関係団体の行事にも積極的に参加していく

5. 専門委員会

- ①権利擁護委員会
- ②広報委員会
- ③研修委員会

④組織検討委員会

⑤自立支援法検証委員会

●その他

公益法人取得に向けて

規約改正

賛助会員の拡大

●新役員紹介

小山 泰一副会長(規約改正により理事より)

蓬莱 和裕理事 (県施設協会理事長)

新城 宏昭理事 (丹波・但馬ブロックより)

吉岡 京子理事 (東・北播磨・淡路ブロックより)

鳴瀬 京子理事 (東・北播磨・淡路ブロックより)

2008年度(平成20年度)会計予算

1. 収入の部

科 目	金 額
会 費	5,365,000
寄付金等	150,000
雑収入	10
前年度繰越金	2,947,975
合 計	8,462,985

2. 支出の部

科 目	金 額
会議費	100,000
旅 費	600,000
印刷費	835,800
研修費	1,700,000
事務消耗品費	350,000
渉外費	100,000
通信・運搬費	300,000
負担金	70,000
分担金	150,000
人件費	1,530,000
雑 費	200,000
予備費	2,527,185
合 計	8,462,985

こうべかぞくねっとの設立

平成20年4月1日、神戸市立総合福祉センターの2階に念願の事務局が開設されました。

設立の経緯は神戸ブロックの母体「ひょうごかぞくねっと」が全国的障害者施設家族会連合会(全施連)の事務局を引き受けた頃から借りていた兵庫県福祉センターの兵庫県手をつなぐ育成会事務局では手狭になり、運営や活動が困難になりました。

そこで、神戸市に相談しましたところ、市の建物を利用するに当たり神戸の家族会として独立していることが条件に挙がってきました。以前より神戸ブロックは幼児部会や神戸知的障害者施設連盟・神戸市との繋がりから独自の活動を展開してきていましたので、これを機に「こうべかぞくねっと」を設立することとしました。家主は「こうべかぞくねっと」ですがここには「全施連」「ひょうごかぞくねっと」「施設利用者互助会」それぞれの事務局を持つことができました。

関係各位の皆様のご尽力に心より感謝し、知的障害者の代弁者として「当たり前のことを」「ふつうに」これからもずっとやり続けたいです。「感謝」

こうべかぞくねっと 会長 木村三規子

組 織 会 長：木村三規子
副会長：芝 陽子
理 事：呉 珀華、川村 幸子
柳川 明美、滝川 幸子
顧問：由岐 透、井上 勝彦
監 事：高野 國昭

H20・21年度役員名簿

1	会 長	由岐 透	神戸・ひふみ園
2	副会長	木村三規子	神戸・あゆみの里
3	副会長	三浦 雅春	丹波・但馬・春日育成園
4	副会長	小山 泰一	東・北播磨・淡路・ワークホーム高砂
5	理 事	蓬萊 和裕	学識経験者・県施設協会会長
6	理 事	高野 國昭	学識経験者・聖隷事業団副理事長
7	理 事	花水 正夫	学識経験者・兵庫県社会福祉協議会事業部長
8	理 事	中林 稔堯	学識経験者・神戸大学教授
9	理 事	日高 京子	阪神・尼崎武庫川松の園
10	理 事	笹川かほる	阪神 一羊園
11	理 事	芝 陽子	神戸・自立センターあずま
12	理 事	宮垣 博幸	西・中播磨 若狭野荘
13	理 事	蔵屋 健夫	西・中播磨 赤穂精華園
14	理 事	新城 宏紹	丹波・但馬・出石精和園
15	理 事	吉田 良彦	丹波・但馬・三美学苑
16	理 事	吉岡 京子	東・北播磨・淡路・加古川つつじ園
17	理 事	鳴瀬 京子	東・北播磨・淡路・こばと園
18	監 事	眞殿美登里	阪神・まつば園
19	監 事	岩本四十二	西・中播磨・姫路通園センター
20	顧 問	池田 弘	前会長・愛心園
21	顧 問	堺 敦	学識経験者三田谷学園施設長
	事務局	南波 孝子	
		丸岡 啓子	

新 役 員 紹 介

- ①家族会連合会の目指すもの・今年の抱負
- ②保護者・家族(会員)に望むこと
- ③子供さんで兄弟についてのエピソード
- ④趣味・余暇の過ごし方
- ⑤最近凝っていること

吉岡 京子

- ①私たちの子ども(障害者が)安心して生活していけるよう障害者自立支援法の見直しを望みます。
- ②ブロック研修会の参加者が少ない。施設から2~3人の参加者はほしいです。ブロックの会長会の充実が大切だと感じます。是非ご協力ください。
- ③子供さん・ご兄弟についてのエピソードなど
お子さんは 女 31才 愛称：ちーちゃん
わがままな娘で、パニックも多い。
でもやさしくしてもらったときなど「ありがとう」と必ず行ってくれます。いい顔をしてね!
- ④ママさんバレー・お茶・着付け(たまにはお出かけ)旅行大好き

新城 宏紹

- ①障害者自立支援法の廃止に向けてがんばりたいと思います。皆様の協力が必要です。
- ②家族会の方は高齢者が多く総会又は行事等に参加する方が毎年少なくなっている現状です。利用者の代弁者として「安心」「安全」「快適」をテーマにがんばりましょう。
- ③お子さんは 男 34才 愛称：リキ
兄弟が幼い頃は家族として自然に生活をしていて楽しい時間がありました。子どものためにも家族会の方と協力しながら目標をもって頑張りたいと思います

鳴瀬 京子

- ①障害者自立支援法についてはさまざまな意見が交わされております。子どもが安心してしあわせに暮らせるよう先輩役員の方々と共に微力ながら努めさせていただきます。
- ②研修会に積極的に参加したり、メディアを通していろいろな情報を得ることで社会がよく見えてきます。
- ③マイペースな息子ですが、その笑顔に癒されます。
- ④音楽全般・プロ野球観戦 熱烈なタイガースファンです。
- ⑤韓国ドラマ

評議員会研修

平成19年6月20日

願いは夢に終わらせない

講演会

「今こそ家族の力で
実現させよう！」

福岡県知的障害者施設保護者会連合会会長 八木 トミエ 氏



■ 目のうろこがパラパラと落ちた息子との歴史

「背うた子に教えられ」ということがあるが、自分の意志表現の言葉を持たない知的障害の息子が、実は親を教育していたのだとつくづく思うこの頃だ。

息子は現在51歳だが現在は知的判断能力は乳幼児同様で、口に入れてやった物を食べるだけ、足を前に出して動くだけ、歩くとは自分で目的を持って躰と足を移動させることだと考えれば、正確には「歩ける」とは言えないほど能力が落ちている。

幼児のころは言葉がでないことも、歩き出すのが遅かったこともそのうち何とかなるだろうと深刻に考える知識もなければ、生活の余裕もなかったと言える。学齢期になって近くの県立障害児施設に入所し施設内分校で勉強するようになったが、一向に字が書けないので担任教師に聞くと「握力がないからだ」とのことであつた。後で考えると字を書くには持った鉛筆に圧力を加えなければ線も○もかけないが、その時は意味もよくわからぬほど無知だったのである。しかし、5年生～中学2年まで担任を持ち越したすばらしい教師に巡り合い、息子の学力は思いがけなく発達したようだ。帰省のときには着て来ていた服もキッチンと畳んで寝るし、『お母さん、このさかなの汁は、おいしいね』と三語文でしゃべった時はほんとにびっくりしたし夫婦で喜んだこともあつた。

「お母さん、お父さん（何故かお母さんを先に書く）お元気ですか、僕は毎日たいいくかいのけいこをしていますから見にきてください」との葉書も届くようになった。勿論宛名は担任教師の字であつたが、思春期を前にしてすばらしい成長を見せてくれたのである。

しかし、当時子どもたちは110名の県立障害児入所施設なのに、学校施設は粗末極まるものであつた。施設内に点在する古い住宅を改造していたので各教室別棟になっており、教室内に柱や敷居があり、雨の日は傘をさしてトイレに行き、廊下も電気なしでは昼尚暗

きありさま。職員室はプレハブで、床はぎしぎし音がしていたと記憶している。

このような学校設備に対して教員組合は以前から改善要求をしていたらしい。ある日家が近くだからと「教育委員会に陳情するから一緒に来てくれ」と担任教師から声が掛かった。よく知らなかったのだが、施設側も園長指導で父母の会が組織されて、「指導室改善」を求めているのである。（普通児の学校は全て鉄筋コンクリート建物になっていた）

役員でもなかったし役所で発言するのは初めてで「子供が工作した紙の車が壁ぎわから中へ転ぶほど教室は老朽化している」と震えながらやっと訴えたのである。これが私の役所陳情の始まりであつた。

その後も施設と父母の会は「指導室の改善」を、教員組合は以前から「校地校舎のある学校建設を」の運動が続いていたのだが、当時の父母はその違いもよくわからず、子供達への行政の差別もまだ感じる意識ではなかったのである。

そして突然現在地より交通不便な山地を拓いての施設移転話がでてきたのであるが、街中の現在地の良さが分からなかった親たちは、園の指導のまま施設が冷暖房で新築されることに目がくらんで賛成したのであるが、現地を視察した施設職員から猛反対の声が上がった。

「近くに病院もなく、バスも終点地の2時間に1本しかない。子供達の病気は変わりやすいのに、命の保障ができませんよ」との言葉に私達は冷水を浴びた思いで不安が広がり、双方の職員組合も動きだして父母の中にも移転反対・県立養護学校の建設を求める空気が強くなっていった。

父母の会役員は「指導室改善」の流れですでに移転を賛成しており、移転反対の気持ちが強くなった私は夫が印刷所づとめを幸いに、保護者名簿を手に入れて葉書宣伝を2回ほど配布した記憶がある。

そして最終的態度決定の総会を前に、宣伝で終わってもいい気持ちで会長立候補を決意し、その旨会長に伝えると「そんな規約はない」といわれたができないとも書いていない規約だったので「移転反対現地改築・県立養護学校の建設」を掲げて無我夢中で立候補した結果、思いがけなくわっと拍手が沸き、平会員がいきなり会長就任となってしまった。

特殊学級も少なかった時代で、広く県内から入所していた障害児施設だったので街中の現在地からさらに交通不便な山地への移転は同じ市内といえども大変だとの思いが、私の会長立候補を喜んだのだろう。園長からも嫌味をいわれたが私はめげなかった。施設の職員組合と上部の福岡市・福岡県職組及び分校教職員組合と上部の福岡市・福岡県職組の共同して七者共闘組織となり「移転反対・県立養護学校建設」の運動に奔走した。

この活動を始めて県議会に請願と議会各派を回ったが意外だったことが2点あった。知事与党派は「話はわかった。知事が提案を取り下げれば賛成する」と表明したこと、革新と思ったある党の非協力であった。テレビ出演、新聞報道、福岡市議会にも請願したこと、副知事にも障害児の娘さんがおられることで交渉に関わって戴き2年半、福岡県から施設の現地改築と敷地内に市立養護学校建設を建設する回等を得て運動はようやく終息し学校建設後施設の改築が完成した。

夫に支えられて会長に成り立ての頃、障害児教育に熱心な教師に誘われて参加した「全障研福岡大会」で「親はすみません、ありがとうございます、ばかりでなく『こうして下さい』と言えるようになろうといった司会の母親の言葉にはぐさっと胸を刺された気がした。このことを境に会長として活動した2年半の間に、私の目の鱗は何枚落ちただろうか。重度障害児はこうして無学の親の知識を広め、行政関係者にも怯まぬものを教育してくれた先生であった。

更に、「自分たちは県議会で移転決定した後だったので条件闘争のつもりで原則を掲げたのだが、親の力は凄い！100%近くやり通したね」と言ったある教師の言葉も教訓として胸に納めることにした。

■ 脳も身体の一部だと主張し身体障害者と同じ権利を勝ち取った厚生省への訴え

新しくなった学校にも改築された施設の居室にも一歩もはいることなく息子は成人施設へ移ったが、保護者会結成後、「4.3人に1人の職員では手が思うように尽くせない、国へ運動必要だ」との前施設長に指摘され、政府交渉を毎年実施している「障害者の生活と権

利を護る全国連絡協議会」に加入した。その頃は親だけでなく同居兄弟の収入まで合算して施設利用負担額が決定されていたので、この問題も我慢できないと毎年厚生省へ異議ありと強く訴え続けた。

既に身障者は本人の収入だけの利用負担だったので、なぜ差別するのか、脳も身体の一部でないかと詰めより、担当官を絶句させた時から3年ほど過ぎてようやく親の収入関係なく、本人収入だけの査定で負担金が決まることになったのである。もう20年以上も前になるだろうか。

この訴えは、北海道、大阪の入所施設の親と福岡の私たちだけの主張だったが参加の身障者団体のカバーの力も大きかった。4年前「支援費制度になって親の負担が外れた」と全国誌に書いたある団体があったがその無知に驚きすぐ訂正要求したが、その記事訂正は確認していない。

■ 目前になって知る自立支援法の悪

社会保障基礎構造改革の構想のなかに、施設利用の負担金は5万円以上になると、聞いてもいたが、それが自立支援法となっても多くの親達は無関心であり、私も不安はあったが、愕然とさせられたのは日常生活の95%程支援を受けている息子が「3」で施設該当者にならないと施設職員から告げられた時であった。

紆余曲折の後、施設保護者会連合会を設立して最初の仕事は、区分認定項目の自主研修で認識を深めることだった。よく読むと身体障害者や認知症の「介護」の面から設問で、知的障害者には「不適切」だらけの項目とわかったのである。私達親、家族の愚かさは尻に火が着かないと問題の深刻さを理解できないことだろう。

この障害程度区分認定によって、利用者は人間としてではなく果物か野菜のように値段付され、家庭状況も無視されて住む場所も不確定のまま暮らしの場である施設から出される心配と不安は、現在も解消されてはいない。又、施設経費の大幅削減、日割り計算による報酬単価の削減とあわせて入所施設は経営存続の危機的状況まで追い込まれているが、職員確保とあわせてそのツケは全て利用者に帰るであろうと保護者は認識したい。知れば知るほど社会福祉の根底から覆された最悪の悪法だと声を大にして私は叫びたい。

■ 日本のグループホームはミニ施設

グループの日本語は群れ、ホームとは家であり、誰もが一室のことをホームとは呼ばない。にもかかわらず障害者が施設や家族から離れて4人で生活する一軒家を、グループホームとは一体誰が定義づけたのだろ



うか。地域の中で暮らす形だそうだが、今時他人ばかりが4名で同居している所帯も下宿屋もない。利用者一人一人には裸を隠すプライバシーしかなく、友達も親族も呼べずテレビも好きな番組を自由に見ることも不自由な空間を本人のホームと名付けているのは行政による差別としか思えない。介護保険制度で建設されたグループホームでさえドア付きの1人部屋で2人用のトイレ付設備である。

ここにも誰もが知ってるカタカナ語の意味を厚かましくねじ曲げて、安上がりの『地域生活』を入所施設と対比して、これこそ当たり前前の暮らし方だと定着させようしていることは許せないことだ。

国連障害者権利条約の趣旨

= 障害者も同年代の人たちと同じ権利がある =

国連障害者権利条約が満場一致で採択され、日本政府も署名し、20ヶ国の批准で正式発効となる。我国もいずれ批准せざるを得ないことを見越して条約の政府訳もでているが、グループホームの和訳でも見られるように内容を誤訳した物を出版する懸念を学者は指摘している。

国際法が国内法よりもすぐれている場合は、国内法を改正することが日本国憲法に明記してあることをわすれないようにしよう。障害者自立支援法はその名とは似て似つかぬ内容ゆえに、抵触する問題多く私達の廃止運動との狭間で「抜本的見直し」を口にし、綻びの繕いでお茶を濁させないよう努力したいものだ。日本政府には、「子供権利条約」を四年も批准をしなかった前歴がある。同年代の人たちとは程遠い暮らしをしている私達の子供・きょうだいに安心ある暮らしの目標として、権利条約批准促進の運動も強めたい。

この子ら光にして

今 親・家族の声を高くしよう

息子がいる施設の移転反対と学校建設の運動に踏み出し目から鱗をパラパラと落とし、障害児の親として

80歳まで歩き続けて今尚学ぶことは多い。我が子が示し続ける社会のひずみの深さ大きさが、私を簡単に老いさせ無関心になることを許してくれそうもない。

福岡県知的障害者施設協議会会長の言葉に触発されて、施設保護者会連合会を有志とともに設立して運動を始めてやはり感じた親家族の団結の大切さ、声をあげれば激励する人達も増えていくことも同じ、各級の議員にも与野党を問わず理解者が広がっていく現象も不思議と37

年前と同じであることは興味深いことで障害児教育の大先輩者である糸賀先生の「この子らを光に」との言葉は今もキラキラと輝いている。

■ 障害者を不幸にしているのは社会の差別

映画、舞台、テレビドラマでよく知られているアメリカの障害者『ヘレン・ケラー』は「障害を持つことは不自由ではあるが不幸ではない、不幸にしているのは社会の差別だ」との名言を遺しているが、私は毎年手帳を新しくする度に1ページにこの言葉を書き込み座右の銘としている。

障害者やその家族の声は少数意見だと思って遠慮するのは無用だと思う。全ての健常者も何時障害者になるかも知れぬ予備軍であり、健常者の子供や孫に障害持つ子は決して生まれないという保障はないからである。北欧の人達はそうした考えで障害者にも老人にも優しい政治を確立しているのを、この目で見て聞いてもきたので、国連障害者権利条約は世界を照らす太陽になると思わずにはいられない。

私達の全国知的障害者施設家族会連合会の存在意義は大きい。日本の障害者福祉の先頭を切って進むのはこの会ではないだろうか。私達が政府に、行政に、各級議員に我が子たちが社会の一員として差別されることなく生きられるよう求める運動はきっと議員各位を動かし、国を動かすことができると信じている。

すでに私達はその兆しをいくつも感じ、願いや夢を実現していく連帯の輪も一步一步強まりつつあると確認しているのである。障害者に優しい政治は、すべての国民にも優しく活気に満ちた社会になるからこそ「国連障害者権利条約」は満場一致で採択されたのだらう。

20・21号に掲載しました講演記録に不備がありました。差し替えをよろしくお願いいたします。

◇全国知的障害者施設家族会連合会活動報告◇

☆ 全国統一行動 《H20年4月～6月》

4月20日を中心に、宮城・栃木・群馬・千葉・神奈川・長野・愛知・三重・兵庫・鳥取・高知（1月に実施）福岡・佐賀・宮崎・熊本・大分の16県が障害者自立支援法への抗議集会や研修会を各県の状況にあわせて実施しました。全国で6000人あまりの人が集まりました。

兵庫では、しあわせの村に1200人あまりのご本人・家族・施設関係者があつまり「今のあなたがすき。しあわせになろう」と題して、模擬店やバザーを開きました。芝生広場の舞台では、障害者自立支援法に対する各団体の思いを発表したり、利用者による太鼓などの披露をしたり、一般の方も参加して三角くじ大会をしたり、大いに盛り上がりました。

☆ 第2回デンマーク・フィンランド福祉視察の旅

《H20年4月7日～14日》

2回目の視察旅行は参加者4名の少人数でしたが、少人数だからこそ小さな疑問もその場で解決でき、充実した視察ができました。

経済・くらし・教育・ファッション等あらゆる面で脚光を浴びている北欧の国々の人を大切にする考え方の基本に触れる事ができました。障害者福祉を考えると、そのめざすものや比較するものとして、障害者を取り巻く空気を肌で感じる事が大切だと思います。

☆ 支部長会 《H20年4月2日～3日、8月23日 大阪》

4月は総会として20年度の活動について話し合いました。請願署名運動・全国大会・組織拡大などについて熱気あふれる会議となりました。

8月は請願署名の取り扱いについて主な議題となりました。北海道から、鹿児島まで広い地域から集まることは容易ではありませんが、顔をあわせて語り合うことが大切だと痛感する会議でもありました。

☆ 全国大会 《H20年9月19日～20日 静岡》

全国25県から248名（うち兵庫は27名）昨年の二倍近い会員が参加しました。基調講演はH20年2月に兵庫で講演していただいためぐみ生涯発達研究所の三谷嘉彦教授で「家族会のあり方について～家族会に期待すること」と題して自立支援法の厳しい現状を講演されました。続いての公開座談会は日本福

祉協会政策委員長の最上太一郎氏、全国知的障害者施設家族会連合会会長由岐透氏、副会長南守氏より自立支援法の矛盾や、障害程度区分の不条理を分かりやすく、激しく訴えました。二日目は全員参加型討論会で、自立支援法の問題、組織拡大の作戦、人権侵害での日弁連への提訴、それに向けてのカンパ、など多岐にわたる問題について意見が出されました。私たち家族の進む道の険しさを知るとともに、一緒に歩む仲間の存在を再確認した2日間でした。



☆ 障害者自立支援法のさらなる見直しを求める緊急集会

《H20年11月19日 日比谷野外音楽堂》

☆ 請願署名受け渡し式

《H20年11月28日 参議院会館会議室》

H19年11月末より始めた請願署名は全国で412,291名（兵庫は35,427人）集まりました。この署名をどこの政党の誰に国会へ上げてもらうか、紆余曲折あり議論をつくし、最終的には民主党の計らいで自民党（受け取りを拒否されました）を除く全政党の議員よりH20年12月に審議会へ提出されました。ご協力ありがとうございました。



★ ★ 集 会 報 告 ★ ★

4月20日 全国統一行動 ひょうご集会

「いまのあなたがすき！しあわせになろう」と題してしあわせの村に1200人が集まりました。

全員によるラジオ体操に始まり、神戸光生園のまつり太鼓、三恵園の楽団ポケット演奏、赤穂精華園のやんちゃ太鼓、神戸なかよし太鼓、あぜくら作業所のあ

ぜくら太鼓と当事者の方々によるイベントで盛り上がる中、家族や当事者の想いを訴えました。

沿道にはバザー・模擬店が並び、一般の方も大勢参加していただきました。

10月23日 それでもおかしい！障害者自立支援法ストップザ応益負担 08 兵庫集会

はや3回目を迎えるストップザ応益負担兵庫の会です。今年は東遊園地に800名の当事者・家族・施設職員が集まり、それぞれの立場から、苦境を訴えました。ひょうごかぞくねっとからも幼児の保護者秋山さんと家族代表で吉岡さんが想いを発表しました。その後センター街を大丸前までパレードしました。ひょうごかぞくねっとも100名を超える方が参加くださりオレンジスカーフとプラカード入りベストを着て行進しました。集会終了後、県知事、各党の県議会にアピール文を持って現状を訴えました。最後に議員会館内の記者クラブで記者会見もしました。

《アピール文 のぼら学園 秋山 裕子》



私の子どもは、現在、知的障害児通園施設に通っています。学園では、愛情いっぱいの先生たちに囲まれ、元気にのびのびと過ごしています。

先生たちには、障害や発達によってきめ細かく対応していただき、子どもたちは遊びの中で自分

の身の回りのことができるようになったり、集団の中で人との関わり方を学んだり、毎日通うことによって、生活リズムを作れるようになりました。

子どもたちにとって、生きて行くための力をつけるための貴重な場所になっています。

また親にとっても、障害児を育てる知識を学び、共に泣いたり笑ったり、悩み励ましあうことができる仲間たちと出会うことができた、なくてはならない場所です。



自立支援法による経済的負担が理由で、こういった療育の場から遠ざかってしまう人が増えるのは、とても残念だし、危機感を感じます。

障害を持つ子どもにとって、早期発見・早期療育がとても大事です。

十分な支援を受けて育ったのか、そうでないのかで、成人後の予後も変わってきます。

それなのに、経済的負担のせいで通園を控える人が出てきたり、施設では職員のリストラや、生活が成り立たなくなった職員の方が転職をし、ベテランの先生が少なくなっているのが現状です。結果として療育の質の低下を招いています。

小さいときからたくさんの経験が必要な子どもたち、知識や経験を積んだ先生たちのもとで十分な支援を受けることで、将来の道が開けてきます。

自立支援といいますが、経済的負担により十分な支援が必要な子どもたちから療育の機会を奪うことは、結果として自立の妨げになっているのではないのでしょうか。

また、療育は本来教育であり、サービスではないと思います。

すべての子どもが心身ともに健やかに育つようにと定

められた、児童福祉法。その中に障害児の制度も含まれていたのに、障害者自立支援法の中に組み込まれてしまったことに疑問を感じます。

国連総会において採択された「子どもの権利条約」の23条においても、「国は、精神的又は身体的な障害を有する児童が、その尊厳を確保し、自立を促進し及び社会への積極的な参加を容易にする条件の下で十分かつ相応な生活を享受すべきであることを認める」とあり、そのために必要な教育・医療・養育等の確保に向けて、国は努力の必要があると定めています。



リレー随筆

「長男(40歳)の話」



ワークホーム高砂保護者 会長 小山 泰一

昭和46年夏(当時3歳)、頭痛を訴える。前日姉(当時6歳)と一緒に水遊びをしていたので、風邪でもひいたのかなと、軽い気持ちで行き付けの病院に連れて行きました。

で、風邪でもひいたのかなと、軽い気持ちで行き付けの病院に連れて行きました。

風邪でしょうと言われ、注射と熱さましの薬を貰い帰りましたが、あくる日も頭が痛いと言ったので再び同じ病院に行きました。先生から「心配なら市民病院へ行ったら」と言われ、その足で市民病院へ行き、それまでの経緯を説明したところ、脊髄から髄液の採取をされ、「液が濁っているね、即入院です」結果は髄膜炎(俗に言う脳膜炎)約20日間意識が戻らず眠った状態でした。

友人、知人が心配してくれ、いろいろと情報を聞かせてくれ、その結果、大阪に良い専門医が居られると聞き病院を加古川から大阪に移り、約8ヵ月間入院しておりました。その間は、妻が付き添い、私は勤めの休みには必ず見舞いに行き、娘は妻の母が面倒を見てくれていました。

長男の状態は、言葉を失い、左半身に軽い障害が、又、「ひきつけ」の発作が残りました。言葉は徐々に取り戻しましたが、「ひきつけ」の発作(俗に「てんかん」)は直りません。現在も発作は続いており、半年に1回の割合で、脳波の検査を受けております。

小中学校は、特殊クラスで何とか学びました。高等学校は無理だと言われましたが、全寮制の学校を受験し、「一人で家から学校まで来れるなら合格」と

言われ、指定された日にJRとバスを乗り継ぎ、約40kmの道程をクリアし合格、寮生活の始まりです。その3年間毎月1回病院からの薬を持って面会に行き、先生と懇談し無事卒業をしました。

卒業後友人の経営する「うどん屋」に來ないかとの誘いで行きましたが、友人から「熱い物の運搬がむずかしいので製造工場に配置転換をする」と連絡があり、製造工場に行きました。残念ながら「作業の能率が悪い」と言われ退社をしました。しばらく家に居ましたが、姉婿の勤める会社にアルバイトの形態で勤務し約6年間勤めました。しかし、同じアルバイトのおばさん連中の虐めにあって抑えきれずに手を出してしまい退社。しばらく家で「ゴロゴロ」としていましたが、近所(家から歩いて5分)に通所授産施設が出来るとの情報を得、面接に行き平成15年4月より「ワークホーム高砂」に通い、洗濯業務をこなしております。目には見えない「ひきつけ」が頻繁にあり、その後の頭痛で本人は絶えず頭が痛いと言っていますが、何とか元気に日々過ごしております。

障害者自立支援法が施行され通所施設も「就労支援A・またはB」とその他いろいろと障害者にとって不利な事柄が多くなり、障害者を困らせているのが現状です。地域社会が障害者に対する偏見を無くし、暖かい手を差し伸べる社会になればと思います。特に知的障害者は白い目で見られがちですので、障害者を持った人が気持ちよく暮らせる地域社会を目指して、私たち保護者が先頭に立ち運動することが非常に大事なことを考えます。

以上

兵庫県からのお知らせ



障害者自立支援法に向けた緊急提言



兵庫県は井戸知事の名前で国に下記のような緊急提言を行いました

1. 障害者の負担・所得保障

- ①低所得者に配慮した負担額の設定。
- ②重複利用者に対する総合的な負担軽減措置の創設
- ③障害基礎年金の短期就労への配慮
- ④心身障害者扶養共済制度への配慮

2. 事業者の経営基盤・機能強化

- ①入所・通所施設の日額報酬の見直し
- ②サービス確保に必要な人材基準及び報酬単価の見直し

3. 障害の範囲・障害程度区分

- ①発達障害・難病・高次脳機能への配慮
- ②障害特性を踏まえた障害程度区分認定システムへの変更
- ③個人の環境条件への配慮

4. 障害福祉サービスの基盤・地域格差

- ①サービス提供の基盤の脆弱な過疎地域における報酬加算
- ②より専門性を必要とするサービスへの移行を促す報酬単価の見直し
- ③級地区分の見直し

5. 地域生活支援事業

- ①国庫補助枠の拡大・事業実績に見合う確実な財源措置
- ②移動支援は介護給付に位置づけること

6. 地域生活支援

- ①グループホーム・ケアホームの報酬単価の見直し
- ②夜間支援体制加算をグループホームにも適用
- ③グループホーム・宿泊型自立訓練で「訓練ホーム」機能が果たせるよう、報酬の上乗せ・要件の緩和の実施
- ④グループホーム等でのホームヘルプ等の併給

- ⑤地域生活者等対象とした巡回相談が可能となる相談支援体制の整備

- ⑥身体障害者もグループホーム等の対象に

7. 就労支援

- ①職場定着支援の拡充
- ②官公需の拡大に向けた法制強化
- ③福祉施設から一般就労移行に係る支援の充実
- ④小規模作業所の新体系サービスへの移行支援
- ⑤特別支援学校と福祉・就労支援期間の連携強化

8. 障害児の支援

- ①身近な地域で発達障害者に寄り添う療育の体制整備
- ②児童デイサービスセンターの整備に対する支援

9. 相談支援体制の強化

- ①サービス利用計画費の利用対象者の拡大
- ②相談支援事業者の人員配置の充実
- ③身近な地域での包括的な支援センターの整備支援

10. 権利擁護・虐待防止

- ①成年後見制度の実施体制整備・利用支援の財源確保

11. 老朽化施設等の設備支援

- ①老朽化施設等の増築・改修支援

12. その他

- ①施設入所者の高齢化対応に係る支援
- ②送迎サービスに対する報酬加算
- ③障害者自立支援特別対策事業基金の延長

《県が福祉団体に対して行った意見聴取会でひょうごかぞくねっとがお願いした項目も多く取り入れられています》

兵庫県議会からのお知らせ



障害者自立支援法の抜本的な見直しに関する意見書



兵庫県議会は国にあてて下記のような意見書を提出しました

意見書

障害者自立支援法が一昨年4月に施行され、介護給付・訓練等給付などに対する原則1割の応能負担と施設入所にかかる食費等の実費負担が導入されたが、応益負担の適用は利用者負担の増加につながり、サービスの利用低下とともに、事業者の経営を圧迫するという事態を招いている。

このため、昨年4月からは、激変緩和の観点から、低所得者等へのさらなる負担軽減を図る特別対策が講じられ、本年7月からは緊急措置として、障害者や障害児世帯の利用者負担の見直しが行われるなど、一定の改善が見られたところである。

しかしながら、これらの措置は本年度限りの緊急避難的な措置に過ぎない上、利用者負担のあり方や安定的な事業実施が可能となる報酬単価の見直し、障害程度区分の認定の見直し、施設入所支援対象者の見直しなど、依然として多くの課題が残されている。

よって国においては、障害者自立支援法施行3年後の抜本の見直し当たっては、法施行後の実態の把握やこれまでの対策等の実施状況の検証を行うとともに、低所得者の負担能力に配慮した利用者負担の仕組みに見直すなど、障害者とその家族及びサービス提供事業者の意向や諸事情等を十分に踏まえ、障害者が安心して利用できる制度とするよう強く要望する。

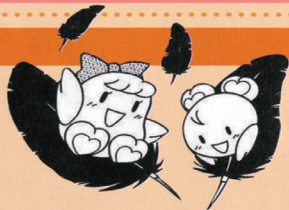
以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年10月24日

衆参両議員議長・内閣総理大臣・内閣官房長官・総務大臣・財務大臣・厚生労働大臣 様

兵庫県議会議長 釜谷 研造

兵庫の福祉8月号掲載 《赤い羽根共同募金記事より》



愛ちゃんと希望くんの 募金の使いみちだより

共同募金のシンボルキャラクター「愛ちゃんと希望くん」が募金の使いみちを紹介していきます。

第5回施設利用者の豊かな生活に向けた学習と交流

ひょうごかぞくねっと

希望くん 今回は「兵庫県知的障害者家族会連合会（ひょうごかぞくねっと）」の活動を紹介しますね。愛ちゃん、障害者自立支援法って知ってる？

愛ちゃん 法律の名前は聞いたことがあるけど、中身のことはいくわからないわ…。

希望くん ひょうごかぞくねっとでは、毎年、施設利用者の家族のために研修会を開いて、障害者自立支援法などの制度について勉強しているんだ。

愛ちゃん サービスを利用する上で、めまぐるしく変わる福祉の制度をきちんと理解することとは大事なことの、研修会はそのいう意味でとてもいい機会になるね。

希望くん そうだね。障害者自立支援法の利用者負担や障害区分のことなど、家族にとっては悩みも多いみたいなんだ。研修会では家族同士が出会って、話を聴いたり励ましあったりもしているんだよ。

愛ちゃん 同じ立場から悩みを分かちあう機会にもなっているのね。

希望くん そうなんだ。それと研修会では勉強や交流だけでなく、ステージイベントもあるんだよ。

愛ちゃん ステージイベント！どんなイベントなの？

希望くん 施設利用者が準備した演目をステージで発表するんだ。19年度の研修会では、和太鼓やクラウン（道化師）のパフォーマンスもあったんだって。

愛ちゃん とても楽しい学習と交流の場になったのね。それに利用者にとっての大切な発表の場にもなっているのね。

希望くん 共同募金は障害のある人が安心して豊かな生活が送れるよう、家族と利用者の活動を応援しているんだよ。

愛ちゃん 募金の力で地域の福祉課題をみんな考えて、助け合いながら解決していけるのは素敵なことね！



日頃の練習成果を発揮し和太鼓を披露

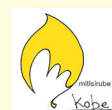


わたしたちの がんばり



「働く力」をのびします!!

NPO法人みちしるべ神戸



「自分の住む町で普通に生活し普通に働く」

私たちが目指すものは、その「普通」を実現するためにその人の可能性を最大限引き出し発揮してもらえ
る環境を地域に作り、発展させることです。

そして現在、神戸市内において、ワークプロジェクトの名称で兵庫県指定障害福祉サービス事業所とし
て、「就労移行支援」「就労継続支援(B型)」のサービス提供をしています。

特色の一つとして、就労を意識した環境の中で取組むことが効果的だと考えることから、企業内にみち
しるべ神戸専用スペースを設けてもらい、作業に従事しながら作業能力の向上を目指すと同時に社会人と
して必要なルールマナーなども身につける事により、「就職」それ自体もさることながら、就労後の定着も
意識しながら個々の状況に応じて取組みを行っています。

3ヶ所で約90名の方々が
就労目指して取組んでいます!

ワークプロジェクトにし

【連携企業】(株)マスタッシュ

【所在地】神戸市西区岩岡町岩岡2352

【作業内容】化粧箱の組立て他



ワークプロジェクトみかげ

【連携企業】ゴンチャロフ製菓(株)

【所在地】神戸市東灘区御影塚町3-1-10

【作業内容】ベルトコンベアによるお菓子詰め作業他



ワークプロジェクトまや

【連携企業】ケイヒン(株)

【所在地】神戸市灘区摩耶埠頭

【作業内容】チョコレートセットアップ作業他



**講習会もしています**

日々の作業を通じてそれぞれの方に必要な「働く力」をつけていっていただく様々な趣向を凝らした講習会も行っています。

就労意欲の向上コース

働く目的が分かります！

就労知識の向上コース

面接や履歴書対策バッチリ！

ルール・マナーの向上コース

ルール・マナーが身に付きます！

そして…

**『働く力』 ファイナル！ ～就労への道～**

就労を目的にしてより具体的で、直接就労に結びつくような取り組みを行っています。

みちしるべ神戸の取組みをへて

昨年度で21名、今年度は12月1日現在で20名利用者の方が就労しています。

**安心サポート体制**

就労前も就労した後もジョブコーチが職場定着に必要な支援を本人・事業所の両方に行います。

**サークル活動も楽しいですよ**

利用者及び会員の方を対象に毎月1回、パソコン、料理、書道、スポーツ、エアロビクス、音楽、映画鑑賞といった様々なメニューで楽しく活動しています。



NPO法人みちしるべ神戸 神戸市中央区割塚通5丁目2-18-101
 【TEL】 078-221-0230 《U R L》 <http://www.mitsirube-kobe.com>
 【FAX】 078-965-7007 《E-mail》 mitsirube-kobe@nifty.com



ホームページ「ひょうごかぞくねっと」の
 ≪わたしたちのがんばり≫に掲載しています。



おたよりコーナー

雑感

応益負担の撤廃は当然です。私は、応益負担プラス障害程度区分の撤廃を望んでいます。

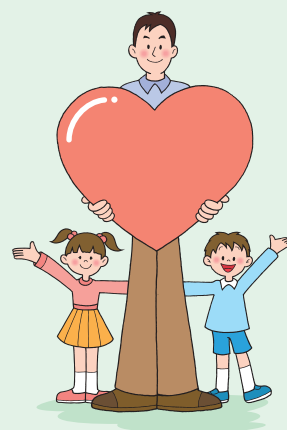
障害者自立支援法では障害程度区分2以下の人は施設へ通えなくなります。急に他の施設を探してください。といわれても、周りにたくさんの通えるところがあるわけでもなく探し方がないのが現状です。そもそも何年もかけて今の施設での暮らしや仕事に慣れてやっと安心できるようになったというのに、今まで積み重ねてきたことをまた、一からせよというのでしょうか。どこでどんな暮らしをするかは障害程度区分に左右されることなく自分で決めます。

支援費制度になって、使っていたヘルパーや移動介護に制限ができて困っています。私の場合は月10時間になりました。たった10時間で何ができるというのでしょうか？ やっと子どもたちで町に出かけたり、カラオケに行ったり楽

しみを知ったというのに、これでは何もできません。また、この支給も市町によって違うと聞きます。

私たち親が元気な間に何をせねばならないか、考えましょう。親が元気な間は「子どもと一緒に」ではなく「親亡き後どういう暮らしをしてほしいか」「そのためには今何をせねばならないのか」真剣に考え取り組んでいきましょう。

今、私たちがせねばならないことは子どもが幸せにくらせる世の中を作ることです。(Y)



おたよりコーナー

- お手紙・絵・写真(施設の行事なども)お送りください。
- 困っていること・ご意見・ご質問などお聞かせ下さい。



事務所移転のお知らせ

H20年4月より神戸市知的障害者施設家族会連合会(こうべかぞくねっと)を設立しました。それにともない事務所を下記へ移転いたしました。

〒650-0016 神戸市中央区橘通3-4-1
神戸市立総合福祉センター2F
神戸市知的障害者施設家族会連合会内
TEL.078(371)3930 FAX.078(371)3931
E-mail : h-kazoku-net@alpha.ocn.ne.jp
URL : <http://www15.ocn.ne.jp/~h-kazoku/>
事務局(月・水・金10:00~4:00)

広報委員会

委員長 小山 泰一
委員 笹川かほる 芝 陽子 蔵屋 健夫
寺澤 節子
助言者 高野 國昭
事務局 南波 孝子 丸岡 啓子

編集後記

☆今年度広報部長の大任を任され、「私で皆さんに満足して頂けるか」と不安で一杯でした。原稿依頼・編集・校正と部員の方々の努力により、何とか面目を保つことができ、感謝しております。広報部員の皆さん「ありがとうございました」。

さて、世の中不況の嵐が吹き荒れ、職場を失った人達の報道が連日されております。政府としても早急に解決をしなければと、対応策を練っているのでしょうか。この事は非常に大切なことであるが、このために、障害者福祉の向上への見直しが後回しになることの無いよう、私たち保護者が強い意志で団結し、見守っていかねばなりません。皆さん一緒に行動しようではありませんか。寒さはこれから一層厳しくなりますが、お身体を大切に！(K)

全施連のホームページが新しくなりました

全国知的障害者施設家族会連合会(全施連)

URL▶<http://zenshiren.web.fc2.com/>

《表紙題字 芝 貴弘 氏(尼崎武庫川園)》